

認定職業訓練優良訓練生知事ほう賞要綱

(目的)

第1 認定職業訓練を実施している事業所及び団体に所属する訓練生であって、技能修得成績の優れた者をほう賞することにより、訓練生の意欲の向上及び訓練事業の普及発展に資することを目的とする。

(ほう賞を受けるもの)

第2 ほう賞は、認定職業訓練（短期課程については訓練時間の合計が300時間未満の訓練を除く。）を修了する見込みの者で次の各号に該当し、訓練実施者の推薦したものとす。

- 1 訓練期間を通じて学科及び実技の成績が特に優秀であり、品性、性行が他の訓練生の模範と認められるものであること。
- 2 訓練期間を通じ出席率が80%以上であること。

(ほう賞人員)

第3 ほう賞人員は、修了時ごとに各訓練校1名とする。

(ほう賞を行うもの)

第4 ほう賞は知事が行う。

(ほう賞の内申)

第5 事業所長または団体長は、第2に該当すると認める者があるときは、修了式に当たる日の15日前までに次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 認定職業訓練優良訓練生知事ほう賞推薦書（別記様式第1号）
- (2) 内申書（別記様式第2号-1、第2号-2）

(ほう賞の決定)

第6 知事は、第5の規定により、事務所長または団体長から提出のあった推薦書に基づき、ほう賞を決定する。

(ほう賞の期日)

第7 ほう賞は、職業訓練校の修了式の際に行う。

(ほう賞の方法)

第8 ほう賞は、賞状（別記様式第3号）を授与して行う。

(適用)

第9 この要綱は、昭和51年2月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。